

2022年5月11日

各位

株式会社スカパー J S A Tホールディングス
代表取締役社長 米倉 英一
(コード番号：9412 東証プライム市場)
広報・IR部長 加茂 弘子
TEL 03 (5571) 1500

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社スカパー J S A Tホールディングス（本社：東京都港区、代表取締役社長：米倉 英一）は、2022年5月11日開催の取締役会において、2022年6月24日開催の第15回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 株主総会の開催形式（場所の定めのない株主総会）の定款変更

2021年6月16日付で「産業競争力強化等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、新たに場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められています。有事等による社会情勢の変化の際にも柔軟な対応が可能となるもので、従来の場所の定めのある株主総会を開催することが株主の皆様の利益にも照らして適切でない場合等に場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、現行定款第11条の変更を行うものであります。

なお、現行定款第11条の変更の効力は、同法による改正後の産業競争力強化法に基づき、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるため、この条件に関する附則も併せて設けます。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、上場会社においては株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとることが義務付けられるため、次のとおり定款を変更するものであります。

①株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除し、電子提供措置等の規定（変更案第14条）を新設するものです。

②変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、同条第2項は書面交付請求をした株主に

交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものです。

③上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月24日

定款変更の効力発生日：

変更案第11条：経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日。但し、定款一部変更に係る議案が株主総会で承認された日において、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けている場合は、当該株主総会での承認日。

変更案第14条：2022年9月1日

以上

<お問い合わせ先>

株式会社スカパー J S A Tホールディングス／スカパー J S A T株式会社 広報・IR部
TEL：03-5571-7600（IR担当）／03-5571-7600（広報担当） E-mail:pr@sptvjsat.com

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 11 条 (株主総会の招集)</p> <p>1. 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、東京都区内において招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 11 条 (株主総会の招集)</p> <p>1. 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、東京都区内において招集する。<u>但し、次項の規定に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りではない。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類 (当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。) に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第 14 条 (電子提供措置等)</u></p> <p>1. <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 15 条～第 39 条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 15 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>現行定款第 11 条 (株主総会の招集) の変更案の効力は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律 (令和 3 年法律第 70 号)」による改正後の産業競争力強化法に基づき、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化</u></p>

	<p> <u>することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生ずるものとする。但し、本附則を含む定款一部変更に係る議案が、株主総会で承認された日において、当社が、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けている場合は、当該株主総会での承認日に効力を生ずるものとする。</u> </p> <p> 2. <u>前項及び本項の規定は、変更案第 11 条（株主総会の招集）の効力発生日経過後、これを削除する。</u> </p> <p> 3. <u>現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> </p> <p> 4. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。</u> </p> <p> 5. <u>前二項及び本項の規定は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> </p>
--	--